

箕面市告示第262号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年10月19日

箕面市長 上 島 一 彦

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）SUVLAND大阪千里店

箕面市船場東三丁目1番3、1番4、1番5

(2) 変更した事項

①大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名

(3) 変更年月日

令和5年9月11日

2 届出年月日

令和5年10月16日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和5年10月19日から令和6年2月19日まで

(2) 縦覧の場所

箕面市西小路四丁目6番1号 箕面市役所

本館2階 地域創造部 広域商工課

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部 中小企業支援室 商業振興課

4 意見書の提出先

〒562-0003 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市役所 地域創造部 広域商工課

TEL(072)724-6727